

(無効の入札)

第 8 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 書面による入札において記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 二以上の意思表示をした入札
- (10) 電子入札システムによる入札において、入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札